

令和5年第3回

富谷市議会定例會議案書

令和5年9月26日提出

富 谷 市

令和5年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号 富谷市パークゴルフ場条例の制定について	1
議案第 2号 職員の給与に関する条例等の一部改正について	4
議案第 3号 富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について	9
議案第 4号 富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	12
議案第 5号 富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	14
議案第 6号 富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	18
議案第 7号 富谷市都市公園条例の一部改正について	36
議案第 8号 令和5年度富谷市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 9号 令和5年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第10号 令和5年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第11号 令和5年度富谷市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊

議案第12号 和解及び損害賠償額の決定について ······ 39

議案第13号 和解及び損害賠償額の決定について ······ 40

議案第14号 和解及び損害賠償額の決定について ······ 41

認 定

認定第 1号 令和4年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について ······ 別冊

認定第 2号 令和4年度富谷市市営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について ··· 別冊

認定第 3号 令和4年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 別冊

認定第 4号 令和4年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について ··· 別冊

認定第 5号 令和4年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ······ 別冊

認定第 6号 令和4年度富谷市下水道事業会計利益処分及び決算の認定について ··· 別冊

認定第 7号 令和4年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について ··· 別冊

議案第 1 号

富谷市パークゴルフ場条例の制定について

富谷市パークゴルフ場条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 26 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、富谷市パークゴルフ場の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市パークゴルフ場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市パークゴルフ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康増進及び交流促進並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生きがいに満ちた心豊かな地域づくりに寄与することを目的として、富谷市パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）を設置する。

2 パークゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市パークゴルフ場	富谷市大亀漆穂二番12番地2

(利用時間等)

第3条 パークゴルフ場の利用時間及び休場日は、規則で定める。

(使用料)

第4条 パークゴルフ場の利用者からは、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、パークゴルフ場の利用を開始する前に徴収する。

3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、市の責めにより使用することができなくなった場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 規則で規定する利用者が守らなければならない事項に反したとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき。
- 2 前項の規定に基づく処分によって、利用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 パークゴルフ場の施設、附属設備、器具等を故意又は重大な過失により損傷し、若しくは滅失した者は、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

2 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年富谷町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の7の次に次のように加える。

8 富谷市パークゴルフ場条例（令和5年富谷市条例第 号）に規定する富谷市パークゴルフ場

別表（第4条関係）

富谷市パークゴルフ場使用料

利用区分		使用料
パークゴルフコース	一般	1人1日につき300円
	中学生以下	1人1日につき150円
貸出用具	一般	1人1セットにつき100円
	中学生以下	1人1セットにつき50円

議案第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部改正について
職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 9 月 26 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (給料)	第1条 略 (給料)
第2条 略	第2条 略
第3条 給料は、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。	第3条 給料は、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。
2 略	2 略
第4条～第21条 略 (災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)	第4条～第21条 略 (災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)
第21条の2 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> を含む。以下この条において同じ。）は、	第21条の2 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を含む。以下この条において同じ。）は、

改 正 後	現 行
災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第32条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第26条の8</u> において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。	災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第32条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号） <u>第44条</u> において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する。
2・3 略	2・3 略
第21条の3～第24条 略	第21条の3～第24条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第7条 略 (給与条例の適用除外等)	第1条～第7条 略 (給与条例の適用除外等)
第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、 第9条第3項及び第19条第2項の規定の 適用については、給与条例第3条中「及び災 害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特 定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含 む。第23条の2第1項において同じ。」）」 とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害</u>	第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、 第9条第3項及び第19条第2項の規定の 適用については、給与条例第3条中「及び災 害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新 型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含 む。第23条の2第1項において同じ。」）」 とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害</u>

改 正 後	現 行
<p>等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>第9条・第10条 略</p>	<p>等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>第9条・第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年富谷市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び退職手当と</p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び退職手当と</p>

改 正 後	現 行
する。	する。
第3条～第6条 略	第3条～第6条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 50 年富谷町条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 9 月 26 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

富谷市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和50年富谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第15条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）又は<u>移動端末設備</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する<u>移動端末設備</u>をいい、同法第35条の2第1項に規定する<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用いて、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>第1条～第15条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、被登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。） <u>を用いて、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>
第16条～第19条 略	第16条～第19条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年富谷町条例第 38 号）の一部を別紙のと
おり改正する。

令和 5 年 9 月 26 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に
に対する生活保護の措置に関する事務において、オンライン資格確認を可能にするため、
所要の改正を行うもの。

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富谷町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		現 行
第1条～第5条 略		第1条～第5条 略
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）
機関	事務	
市長	略	
市長	略	
市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第14号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）
機関	事務	特定個人情報
市長	略	略
市長	略	略
市長	<u>生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの</u>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年富谷町条例第 19 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 9 月 26 日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第5条 略 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等</p>	<p>第1条～第5条 略 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項_____，第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等</p>

改 正 後	現 行
(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) 略 2～5 略 第7条・第7条の2 略 <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u>	(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3) 略 2～5 略 第7条・第7条の2 略
<u>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u>	
第8条～第24条 略 (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の	第8条～第24条 略 (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の

改 正 後	現 行
<p>設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第26条～第49条 略</p>	<p>設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第26条～第49条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 6 号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月26日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
第4条 略	第4条 略
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法 <u>第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法 <u>第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法 <u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法 <u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法 <u>第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法 <u>第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法 <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
第5条 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)	第5条 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第6条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法 <u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げ	第6条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げ

改 正 後	現 行
<p>る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4・5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>4・5 略 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育</p>

改 正 後	現 行
<p>所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。</u>)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p>	<p>所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。_____)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p>
第9条～第12条 略 (利用者負担額等の受領)	第9条～第12条 略 (利用者負担額等の受領)
第13条 略	第13条 略
2・3 略	2・3 略

改 正 後	現 行
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。） に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第<u>19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第<u>19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。） に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第<u>19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第<u>19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円） イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、</p>

改 正 後	現 行
<p>負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号</p>	<p>負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号</p>

改 正 後	現 行
に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項	(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項
(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条第1項</u> の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）	(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条</u> の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u> が定める指針	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u> が定める指針
2 略	2 略
第16条～第19条 略 (運営規程)	第16条～第19条 略 (運営規程)
第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子	第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子

改 正 後	現 行
<p>どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>	<p>どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>
<p>第21条～第34条 略 (特別利用保育の基準)</p>	<p>第21条～第34条 略 (特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には</p>	<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には</p>

改 正 後	現 行
<p>特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p>	<p>特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第<u>19</u>条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第<u>19</u>条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利</p>

改 正 後	現 行
<p>用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>	<p>用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子</p>

改 正 後	現 行
<p>ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受けれる者を除く。)」とする。</p>	<p>ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受けれる者を除く。)」とする。</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同令</u>第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同省令</u>第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪</p>

改 正 後	現 行
<p>問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>

第38条 略

改 正 後	現 行
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに 係る法 <u>第19条第3号</u> に掲げる小学校 就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現 に利用している満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以 下この章において同じ。)の総数が、当該特定 地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数を超 える場合においては、教育・保育給付認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認められ る満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用 できるよう、選考するものとする。	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに 係る法 <u>第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校 就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現 に利用している満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以 下この章において同じ。)の総数が、当該特定 地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数を超 える場合においては、教育・保育給付認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認められ る満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用 できるよう、選考するものとする。
3・4 略	3・4 略
第40条～第43条 略 (特定地域型保育の取扱方針)	第40条～第43条 略 (特定地域型保育の取扱方針)
第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉 施設の設備及び運営に関する基準第35条の 規定に基づき保育所における保育の内容につ いて内閣総理大臣が定める指針に準じ、それ ぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型 保育の提供を適切に行わなければならない。	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉 施設の設備及び運営に関する基準第35条の 規定に基づき保育所における保育の内容につ いて厚生労働大臣が定める指針に準じ、それ ぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型 保育の提供を適切に行わなければならない。
第45条～第50条 略 (特別利用地域型保育の基準)	第45条～第50条 略 (特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者が法 <u>第19条</u>	第51条 特定地域型保育事業者が法 <u>第19条</u>

改 正 後	現 行
<p><u>第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p><u>第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除</p>

改 正 後	現 行
<p>く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下の章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育</p>	<p>く。), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下の章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育</p>

改 正 後	現 行
<p>給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>

改 正 後	現 行
<p>育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保</p>

改 正 後	現 行
<p>育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第53条 略</p>	<p>育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第53条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

富谷市都市公園条例の一部改正について
富谷市都市公園条例(昭和52年富谷町条例第23号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月26日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

大亀山森林公园における、そり使用料の徴収に係る改正その他所要の改正を行うもの。

富谷市都市公園条例の一部を改正する条例

富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第2条の5 略 (都市公園移動等円滑化基準)	第1条～第2条の5 略 (都市公園移動等円滑化基準)
第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する特定公園施設（同法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。	第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する特定公園施設（同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化（同条第2号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な基準は、この節に定めるところによる。
第2条の7～第6条の3 略 <u>(有料用具)</u>	第2条の7～第6条の3 略
第6条の4 有料用具(市の管理する用具で都市公園において有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第5のとおりとする。	
第7条～第10条 略 (使用料)	第7条～第10条 略 (使用料)
第11条 略	第11条 略
第11条の2 有料用具を使用しようとする者は、別表第5に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 (使用料の徴収)	(使用料の徴収)
第12条 使用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き都市公園の利用の許可の際又は有料用具を使用する場合においては、その使用の際に徴収する。	第12条 使用料は、市長が特別の理由があると認める場合を除き都市公園の利用の許可の際 _____徴収する。
2～4 略	2～4 略

改 正 後	現 行
第13条～第19条 略	第13条～第19条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第6条の4、第11条の2関係）

有料用具

公園名	用具名	単位	使用料
大亀山森林公園	そり	1台につき	100円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和解及び損害賠償額の決定について

市道明石台16-1号線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

1 損害賠償額 一金378,738円也

2 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金378,738円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和5年9月26日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第13号

和解及び損害賠償額の決定について

市道成田西部線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

1 損害賠償額 一金20,374円也

2 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金20,374円を支払うこと
とし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和5年9月26日提出

富谷市長 若生裕俊

和解及び損害賠償額の決定について

市営西沢住宅28号棟の給湯設備の故障により水道料金及び下水道使用料が増加した事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

1 損害賠償額 一金3,751円也

2 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金3,751円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和5年9月26日提出

富谷市長 若生 裕俊